

(1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和4年1月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

倉吉市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金145,068円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和3年12月27日

(2) 事故発生場所

倉吉市山根地内

(3) 事故の状況

鳥取県倉吉警察署所属の職員が、公務のため、積雪により走行不能となった和解の相手方所有の小型乗用自動車を普通特種自動車（パトカー）でけん引しようとした際、けん引ロープの装着箇所を誤り、相手方車両を破損させたものである。